

防災・減災、国土強靱化のための加速化対策における標示施設の
設置について

工事現場における標示板の記載については、高知県建設工事共通仕様書第1編1-1-23施工管理の規定に基づき対応しているところですが、国土交通省から「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定。以下「加速化対策」という。）における各種取組について、施設利用者や周辺住民等に対し情報発信する旨の要請がありました。

つきましては、高知県土木部が発注する加速化対策に係る建設工事について、下記のとおり取扱うこととしましたのでお知らせします。

記

1 対象工事

国土強靱化対策予算により高知県土木部が発注する全ての工事

2 運用

標示板に「国土強靱化対策工事」と明示すること。（別紙1参照）

3 適用年月日

令和3年7月1日以降に積算する工事に適用する。

(問い合わせ先)

高知県土木部技術管理課

TEL : 088-823-9825

FAX : 088-823-9263